

令和4年度 第1回 日野市男女平等推進委員会 要点録

日時	令和4年8月3日(水) 午後6時30分～8時45分
場所	市役所本庁舎 5F 505 会議室
出席者	須賀委員、寺田委員、田中委員、林委員、橋本委員、清水委員、飯田委員、本間委員、山田委員 事務局
欠席者	野原委員
次第	<p>1 あいさつ・自己紹介</p> <p>2 本委員会の位置づけ等について【冊子】第4次日野市男女平等行動計画</p> <p>3 議題</p> <p>(1) 会長・副会長の選任について</p> <p>(2) 日野市パートナーシップ制度について</p> <p>① 素案について【資料1】、補足資料、【別紙】</p> <p>② 条例改正案について【資料2-1、資料2-2】</p> <p>③ 規則改正案・各種様式案について【資料3-1～資料3-4】</p> <p>4 報告事項</p> <p>(1) 第4次日野市男女行動計画 令和3年度評価の実施について【資料4】</p> <p>(2) 推進委員会から市民委員の選出について</p>
配布資料	<p>【冊子】第4次日野市男女平等行動計画</p> <p>【資料1】日野市パートナーシップ制度(素案)</p> <p>補足資料①・②</p> <p>【別紙】パブリックコメント実施結果(案)</p> <p>【資料2-1】条例改正イメージ図(日野市男女平等基本条例 体系図)</p> <p>【資料2-2】条例改正案(日野市男女平等基本条例一部改正(案))</p> <p>【資料3-1】規則改正案(日野市男女平等基本条例施行規則一部改正(案))</p> <p>【資料3-2】各種様式案</p> <p>【資料3-3】日野市戸籍及び住民基本台帳に係る届出、請求等の本人確認に関する事務取扱要綱 別表1</p> <p>【資料3-4】苦情等処理システム</p> <p>【資料4-1】第4次日野市男女平等行動計画評価の流れ</p> <p>【資料4-2】第4次日野市男女平等行動計画評価シート</p>
開会	司会より欠席者報告、会議に先立つ確認、自己紹介
次第(1)	あいさつ・自己紹介
次第(2)	本委員会の位置づけ等について説明
	【意見】<委員>

	<p>他市で同じ委員会の委員をしていたが、条例や行動計画の位置付けが分からず、委員会で話し合う内容の意味がずっと分からなかった。条例や行動計画の法的な位置づけ、国の法律との関係性などを前段で詳しく説明してもらえると、ほかの委員も理解しやすいと思う。</p> <p>【回答】<事務局> 冊子「第4次日野市男女平等行動計画」の2ページ目と76ページ～80ページについて説明。</p>
次第(3)	<p>(1)会長・副会長の選任について 互選により、会長 須賀委員、副会長 寺田委員 に決定。</p>
質疑・意見	なし
次第(3)	<p>(2)日野市パートナーシップ制度の検討について説明<事務局> ①資料1、補足資料①②、に基づいてパブリックコメントを受けた変更箇所の説明。 ②資料2-1、資料2-2より、日野市男女平等基本条例を体系図で説明。 資料①を受けて条例の修正箇所の説明。 ③規則改正案・各種様式案について【資料3-1～資料3-4】</p>
質疑・意見	<p>① 素案について</p> <p>【質問①】<委員>日野市パートナーシップ制度検討委員会(以下、検討委員会とする)と第9期日野市男女平等推進委員会(以下、推進委員会とする)の2つでパートナーシップ制度を検討したということだが、それぞれの兼ね合いについて教えてほしい。</p> <p>【回答】<事務局> 推進委員会は日野市男女平等基本条例(以下、男女平等基本条例とする)上、第4次日野市男女平等行動計画(以下、行動計画とする)の推進に関することを検討するとされており、このパートナーシップ制度は行動計画に位置付けられた施策のため、推進委員会で検討を進めました。また、制度を策定するにあたり、当事者や支援者の方々からのご意見を踏まえることを重視し、当事者の方々などで構成される検討委員会を別途立ち上げました。 検討委員会では当事者や有識者、支援者からご意見を伺い、推進委員会では検討委員会でのご意見を踏まえ、多様な性に関する問題と従来の男女問題とのバランスを念頭に置きつつ検討を進めました。</p> <p>【質問②】<委員> 日野市のパートナーシップ制度は、他の自治体の制度と比べて特徴的な部分や違うところはあるか。</p> <p>【回答】<事務局> 他自治体と比べて大きな差異はございません。自治体ごとに対応が分かれているポイントとしては「ファミリーシップ制度」とするのか、「パートナーシップ制度」とするのか、という点と必要書類に公正証書を求めるのか否かという点、対象者に事実婚を含めるか否かという点です。</p>

【意見】<委員>性的指向の定義の中に恋愛の関心だけではなく「性的な関心」も含めたほうが良いと思う。

【回答】<事務局>

そのようにします。

②条例改正案について

【質問①】<委員>

条例名称案の中にある「性」という言葉は、英語でいうと「sex(性別)」という意味合いが強いと思うが「sexuality(性のあり方)」という意味合いで使っているということなのか。「すべての人の性」とすることで、「多様な性のあり方」を尊重するという意味合いにしているということなのか。「性」という言葉だけで十分なのかどうか、表現するのがとても難しいと感じた。熟考されたことが伝わった。

【回答】<事務局>

「すべての人の性が尊重され」の部分は、『すべての人の「性」つまり、「男女の別だけではない多様な性のあり方」が尊重され』という意味合いです。検討委員会や推進委員会で頂いたご意見を踏まえ、この条例が目指す内容を「ジェンダー平等」といった英語のカタカナ表記ではなく、わかりやすい日本語で表現するためにこの表現になりました。

【意見①】<委員>

条例名称案の前半部分で「すべての人の性が尊重され」とあるが、「性」という言葉はなくてもよいのではないか。条例名称案は「すべての人が尊重され」でよいと思う。

【回答】<事務局>

男女平等基本条例は男女間の不平等、格差をはじめとする「性別」に起因する問題を是正すること等を目的として定められた条例です。この条例にパートナーシップ制度を位置づけようとした理由は、男女間の格差等の問題も、多様な性に関する偏見等の問題も、「ジェンダー」に関する問題であるからです。以上のことも踏まえ、市として名称を検討する中で、「性」という要素はタイトルに必要だということになりました。

【意見②】<委員>

ジェンダーという言葉の定義が、日本語で明確にされていないので、それを日本語で表現するのは難しいと思う。この条例をわかりやすくしたものを、ぜひ市民の方々に読んでもらいたいと思う。他市では、小学校 5 年生を対象に、条例をわかりやすい表現にしたパンフレットを作成して、配布している。そうした取り組みを日野市でもやってほしい。

【回答】<事務局>

参考にさせていただきます。

【意見③】<委員>

日野市の学校でも多様性を教える機会があると啓発につながると思う。

【回答】<事務局>

いただいたご意見につきましては参考にさせていただきます。

なお、現在でもデートDV出張講座を中学校3年生を対象に実施しており、多様な性の啓発に努めております。

他の学年の生徒を対象にした授業については、参考にさせていただきます。

【意見④】<委員>

条例の名称は「すべて」がひらがなであるのに対し、本文は「全て」と漢字表記。ひらがなに統一した方がいいと思う。

【回答・質問】<事務局>

日野市の条例の書き方の方針では、基本的に「全て」と漢字で表現することになっている。「すべて」という表記は漢字より、ひらがなの方が分かりやすいか、確認したい。→「ひらがなのほうがわかりやすい」というご意見で一致。

法務部門で確認をし、可能であれば「すべて」については、ひらがなで統一したいと思う。

【質問②】<委員>

条例第2条の第1号では「意志」という漢字が使われているが、第1条などでは「意思」という漢字が使われている。この使い分けに意味はあるのか。

【回答】<事務局>

もともとの条例の表記が「意思」となっているので、第2条第1号も「意思」とします。

【質問③】<委員>

条例第7条第3項で「配偶者であった者」と書かれているが、これは第9条第8号の定義についても同じでよいか。

【回答】<事務局>

条例第9条第8号に「配偶者であった者」を、追加いたします。

【質問④】<委員>

条例第2条第7号でパブリックコメントを受けて、「交際相手」を削除することだが、暴力の禁止の定義で交際相手を含まなくなっても問題はないのか。

【回答】<事務局>

今までの条例にも「交際相手」という文言は入ってありませんが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)を根拠とし、交際相手からの暴力についても対応しております。条例改正案から「交際相手」を削除したことで「交際相手」については対応しないということではありませんが、法務部門や検討委員会などでも検討させていただき、決めて参ります。

次回	<p><事務局より説明></p> <p>次回の委員会は令和4年1月頃を予定しています。会場は日野市役所本庁舎 または多摩平の森ふれあい館を予定していますが、日程が近くなりましたら、事務局よりメールにて詳細のご連絡をさせていただきます。</p>